

柏行審第11号
令和2年9月11日

柏市長 秋山浩保様

柏市行政不服及び情報公開
・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏

審査請求に対する答申について

令和元年11月1日付け柏保政215号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が開示請求者に対して行った令和元年9月6日付けの公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人である開示請求者（以下「開示請求者」という。）が、実施機関に対し、令和元年8月19日、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。

平成30年度たすけあいサービス事業費補助金第5，第6，第7号様式

(2) 実施機関は、開示請求に係る公文書として、次の公文書を特定した。

たすけあいサービス事業費補助金第5号様式実績報告兼精算書（以下「本件公文書」という。）、第6号様式事業報告，第7号様式決算

(3) 実施機関は、(2)で特定した公文書に条例第7条第2号アに該当せず、同号本文の規定に該当する不開示情報が記録されてい

ると判断し，開示請求者に対し，条例第10条第1項の規定により，令和元年9月6日付け柏保包第392号文書で公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）の通知をした。

(4) 開示請求者は，本件処分を不服として，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により，令和元年9月27日付けで実施機関に対し，審査請求をした。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を変更し，開示しないとされた団体住所及び電話番号（団体代表者の個人宅の住所及び電話番号（携帯番号を含む。）であって，ホームページで公表されていないものに限る。）を開示する処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書，反論書等で主張する要旨は，次のとおりである。

ア 本件公文書の宛先の記載に続いて記載されている団体名，代表者氏名および印，団体住所，電話番号は，すべてが団体の事業に関する情報であり，個人に関する情報ではないから，法人格を持たない一部の団体の住所及び電話番号を条例第7条第2号本文に該当するとして不開示とした処分は，条例の解釈を誤ったものである。

イ 公開を求めているのは実績報告書の文面に記載された団体の事務所の所在地である。それにより代表者の住所等が公開されることにはならないはずである。処分庁のみが知っている事実を公開・非公開の基準とするのは不適切である。

ウ 電話番号について，本件公文書の団体住所の次に記載されているのであるから，団体の事業に関する情報であり，条例第7条第2号に該当するとして不開示とすることはできないから，すべて開示すべきである。

エ 本件補助金申請書第1号様式には「基本情報公表の同意」の文言があり，団体の住所や電話番号は当該団体の基本情報であるとし，各団体は，基本情報の公表に同意しないと補助金の交付を受けられない仕組みになっている。各団体に公表

の同意をさせているにもかかわらず、情報公開の場では慎重になるのはどうしてか。仮に、個人情報であったとしても、条例第7条第2号アの規定により、公にすることが予定されている情報として開示する判断もあるのではないか。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、次のとおりである。

本件公文書に記載されている団体住所及び電話番号は、社会福祉法人柏市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が当該団体と連絡及び調整を行うために把握している情報に過ぎず、団体の行為そのものと評価される行為に関する情報とはいえない。よって、これらは、個人に関する情報であるため、不開示とした。

5 当審議会の判断

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書の概要

本件公文書は、社会福祉法人柏市社会福祉協議会たすけあいサービス及び通いの場事業費補助金交付要綱第12条及び第15条第3項の規定により、補助事業を行う団体等が社協に提出するものである。

イ 実施機関による処分

実施機関は、本件公文書における団体住所及び電話番号（団体代表者の個人宅の住所及び電話番号（携帯番号を含む。）であって、ホームページで公表されていないものに限る。以下「本件不開示情報」という。）を条例第7条第2号本文に該当するとして、不開示とした。

(2) 本件不開示情報の性格について

ア 実施機関は、団体の行為そのものと評価される行為に関する情報とはいえないとしているが、審査請求人は、団体に関する情報であると主張している。

まず、団体として提出している書類の中に記載のある情報であることから、「法人等に関する情報」としての性格を持つとも考えられる。

しかしながら、本件のような比較的小規模の法人格を有しない団体では、当該団体の事業所として記載することができ

る固有の住所や電話番号を設けているとは限らないため、本件公文書において団体の住所及び電話番号を記載する欄であっても、便宜上団体代表者個人の住所及び電話番号を記載しているケースも多くあると思われる。よって、「個人に関する情報」としての性格を併せ持つと考えられる。

イ そもそも、平成30年11月15日付け柏行審第64号の答申における当審議会の判断において、「最高裁判所は、大阪市公文書公開条例における事案において、条例（大阪市公文書公開条例をいう。以下この段落において同じ。）6条は、「2号において「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外した上で、3号において「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報…」と定めて、個人に関する情報と法人等に関する情報とをそれぞれ異なる類型の情報として非公開事由を規定している。これらの規定に照らせば、本件条例においては、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解するのが相当である。したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、同条2号の非公開情報に当たらないと解すべきである。そして、このような情報には、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報が含まれると解するのが相当である」（最判平15年11月11日民集57巻10号1387頁）。最高裁判所による大阪市公文書公開条例の理解は、個人と法人・団体双方に関して、条文の構造を同じくする規定を有する柏市条例に関しても当てはまると思われる。」として、「法人等を代表する者が職務として行う行為等当該団体の行為そのものと評価される行為に関する情報（以下「職務遂行情報」という。）に関しては、条例第7条第2号ではなく、条例第7条第3号に該当するかどうか

かを検討すべき」と示している。

そこで、本件不開示情報が職務遂行情報に該当するかどうかを検討する。

ウ 本件不開示情報は、社協が当該団体と連絡や調整を図るための連絡先として記載しているものにすぎず、本件のような比較的小規模の法人格を有しない地域の支えあい活動を目的とする団体の性質上、必ずしも必須の情報ではないと考えられるため、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該団体の行為そのものとまではいえない。

よって、これらの情報は、職務遂行情報には該当せず、個人に関する情報について規定する条例第7条第2号の該当性を判断すべきである。

(3) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例の趣旨

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、原則として不開示とする旨を定めている。

個人の尊厳や基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーに関する情報は、不開示とする必要がある。しかし、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確でないことから、個人のプライバシーを最大限尊重するため、特定の個人を識別することができる情報は、原則的に不開示とすることとしたものである。

ただし、同号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、不開示とする個人情報から除外し、開示することとしたものである。

イ 該当性の検討

(ア) 本件不開示情報は、いずれも個人の住所及び電話番号ではないということが明らかでない以上、すでに開示されている氏名と照合することにより特定の個人を識別することができる可能性があるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

(イ) 次に、同号ただし書アの該当性について検討する。

審査請求人は、個人情報に該当するとしても、各団体に基本情報の公表に同意をさせているため、公にすることが予定されている情報であるとして開示することができることを主張する。

しかしながら、公表の同意を得ている基本情報については、団体名や問い合わせ先等ホームページや配布物において対外的に活動するために公開している情報であると認められるため、本件公文書に記載されている団体住所及び電話番号は含まれないと判断する。

したがって、公にすることが予定されている情報とは言えず、同号ただし書アに該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上検討したとおり、「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

6 付言

当審議会では、本件公文書に記載されている団体住所及び電話番号を公表の同意を得ている基本情報には含まれないとし、不開示と判断した。

しかしながら、たすけあいサービス事業費補助金申請書に記載のある「基本情報公表の同意」の内容において、基本情報の中身が明確に記載されているわけではない。

よって、公表することに同意する情報の内容を、具体的に明確に特定して記載することが望ましいと考える。

7 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------|---------------------------|
| 令和 元年 1 1 月 1 日 | 諮問 |
| 1 1 月 2 5 日 | 審査請求人の反論書の收受 |
| 1 2 月 2 0 日 | 第 1 回 審 議（事務局から概要を説明） |
| 令和 2 年 2 月 2 0 日 | 第 2 回 審 議（審査請求人の意見陳述及び審議） |
| 3 月 1 8 日 | 第 3 回 審 議 |
| 7 月 1 日 | 第 4 回 審 議 |
| 7 月 3 1 日 | 第 5 回 審 議 |
| 9 月 1 日 | 第 6 回 審 議 |
| 9 月 1 1 日 | 答 申 |